

討 論 記 録

静岡県文書課 山岸 克久

本分科会では、地域史料の充実をはかるにあたって核となる自治体の文書館について、その設立の経過と設立後の課題を中心にした二つの事例について報告があった。

松本市文書館設立に関する報告について

名古屋市市政資料館の上野氏から次のような質問があり、それぞれについて回答・説明があった。①文書館の設置場所は地域のどの様な位置にあるのか。②戦前文書の管理と閲覧方法について③利用者の実態について④市史の発行部数、販売部数について。

①文書館は、松本市の中心部から車で約10分の距離にあり、最寄りの鉄道の駅から徒歩で15分程である。周りは水田地帯であり、近くに小学校がある。利用するうえでは不便なところである。建物は、市組織の整理再編によって廃止された旧支所・公民館を改修して活用した。

②公文書の管理と閲覧については、戦後の現用公文書は行政管理課文書係で管理しており、その閲覧は目録が整理済みのものについて、公文書の開示請求手続により公開している。年間8件の請求があった。戦前の公文書については、旧松本市の文書はほとんどが廃棄されていて残っていない。むしろ周辺の旧町村役場の文書が7万点余残されており、これらの非現用文書は文書館で収蔵管理し、閲覧できるようにしてい

る。

開館からこれまでの一か月間で65人に利用者証を発行した。性別では男女ほぼ半々、年代別では30代と60代の者が多い。来館者数は1日平均約6人であり、このような利用状況にたいし市長から職員数を削減する話もでてきている。今後は「待ちの姿勢」ではなく小中学生にたいしても、こちらから歴史講座や研究会等を開催して利用者の拡大を図っていききたい。

③「市史」は全部で5,000部作成した。その内500部が保存・寄贈用で、残り4,500部が有償配布（全5巻11冊で1冊5,000円）分ですが、既に85%が頒布済となっている。

次に、高槻市文書課の山本氏から①有期限の廃棄公文書の収集について②民間所蔵の古文書の収集、保存の考え方について質問があり次のような応答があった。

①市史編さん過程では、廃棄公文書の収集は行わなかった。今後は文書館への引継ぎシステムを整備して収集できるようにしていきたい。現状では保管収蔵スペースが無いが文書館の横の空き地（市有地）に文書庫を建設する話もあり近いうちに実現しそうである。

②古文書の収集については、原則として現地保存の考えであるが、それが不可能な場合には寄託、寄贈をうけることで対処している。

次に、熊本市市史編纂課の友田氏より、市では平成14年を目標に編さん作業を進めているが、今年の編さん委員会の席上で市長から元検察庁の庁舎（約1,000㎡）を改装して文書館を設立する計画案が突然提示され、検討するように指示があった。そこで改修費用について概算したところ約8億円を要することがわかったため、この計画はとん挫してしまった。については施設規模も同程度である松本市の場合、改修費

用はどのくらい要したのか、特に2階床部分の補強工事費用に高額を要したと思うがどうであったのか、という現状報告と質問があった。

松本市の場合、平成8、9、10年度の3回にわたり内外装の改修工事を行った。9年度にシェルピングや館内くん蒸を含め1,600万円、10年度に2,000万円をかけた。実質的にみて当面は、あまり工事費は要しなかった。ただし、くん蒸設備(2,500万円)等は認められなかった。来年度も引き続き施設整備費を要求していく。とにかく開館させることを優先的に考えた。床強度の関係で2階部分には電動書棚の設置ができなかった。

次に草加市の伊藤氏から、平成9年11月に市史編さん委員会から市長あてに文書館設立についての要望書が提出され、10年3月の市議会で歴史的公文書等の保存についての決議がされるなど少しずつ文書館設置の方向への動きがでてきたとの報告と共に「松本市史編さん室だより」の配布方法及び文書館での発行予定について質問があった。

これについて、「たより」は月2回、二千数百部発行し市内へは庁内メールシステム(本庁の文書担当職員が市内15の支所・出張所に配送し、支所等の担当職員がさらに区域に配布する。)を活用して配布してきた。市外、県外には郵送している。文書館でも同様に史料所蔵者等と日常的に連絡を取れるようにしたいので引き続き情報誌を発行し、常にこちらから情報発信をしていきたい旨の応答があった。

北谷町公文書館の報告について

神奈川県寒川町の高木氏から公文書館と町史編さん業務との関係について質問があった。

北谷町史編さん事業は、当初企画課の所管で実施され5巻が刊行された。その後、教育委員会に所管換えされて続行している。町史編さん事業は、通算18年を経過しているが通史編が未完である。現在、その編さんを行っているが大学教授等の執筆が進まず既に5年を費やしているため、公文書館の専門職員が町史編さん組織へ行き、自ら執筆するなどその業務に従事して

いる。本年度で編さん業務が完了する予定なので、その後は職員を戻し、編さん資料も公文書館へ収蔵すると共に、引き続き史料収集等を継続して公文書館の業務としていきたい。

次に名古屋市市政資料館上野氏より、文書編さん業務委託についての質問があった。

文書編さん業務とは、文書規程による文書分類表に従い保存年限別、種類別に文書を整理したり、新しい表紙をつけたりすること等である。委託先の業者は、以前県が琉球政府の文書について編さん業務を委託していたことがあり、その後この人が文書編さんの在り方やファイリングシステム等を研究して設立した会社である。北谷町では昭和61年からこの業者を活用している。公文書館では設立当初の2年間委託した。現用文書については現在でも引き続き委託しており毎年度保管期間の切れた文書について整理を頼んでいる。

さらに草加市の伊藤氏から、戦災による文書消滅が行政に与えた影響の具体的事例について質問があった。

町の文書の全てが焼き尽くされてしまったことによる影響としてまず第一に、戸籍の問題がある。昭和26年に人々の記憶に基づき再調製したがその結果、既に死亡した者の履歴がたどれない、申告による生年月日等の確認のため夫婦の生年月日が同じになるとか親が誤って登録したために子供の年齢が若くなったりで年金の支給に不都合が生じたりしている。第二に、公図(財産)の問題がある。巻尺も無いような状態で再調製したため誤差が著しく筆界が調整できず未確定となっている土地が多い。そのため道路等公共用地の取得や強制収用手続等に支障をきたしている。

分科会を通して、文書館の設立に向けては、全ての条件が整わなくても、多少欠けるものがあったとしても、歩きながらでもやっていけること。沖縄の古酒がじっくり時間をかけて大事に造られていくように、文書館やそこでの人材の育成も長期的な視点と哲学をもって取り組まなければならない息の長い仕事であることを学ぶことができた。